

歌舞伎町商店街街路灯フラッグ に関する資料

一般社団法人歌舞伎町タウン・マネジメント

〒160-0022
東京都新宿区新宿5-18-14
新宿北西ビル10階

TEL: 03-3207-4516 FAX: 03-3207-4519
Mail: information@d-kabukicho.com

ゴジラロード(セントラルロード)等フラッグを活用した効果的なプロモーションを行って みませんか！

歌舞伎町は新宿東宝ビルに伴い新たなエンターテインメントシティとして生まれ変わりました。

外国人観光客だけでなく、カラオケや合コン等を目的として多くの若者が飲食店等の利用のため街を訪れています。

現在、ゴジラロード(セントラルロード)には、人々が歩きやすいよう、歩道を広げ、街路等と調和した商店街灯を設置されており、様々なイベントにも活用されています。

さらに、その周辺にあります大久保公園やシネシティ広場はイベントスペースとなっており、広告媒体と組み合わせる事により、大きなプロモーション効果が期待できます。

ぜひ、商店街灯フラッグを活用したプロモーションを行いませんか。
皆様のご連絡をお待ちしております。

※なお、商店街灯フラッグを活用して得られる媒体収入は、歌舞伎タウン・マネージメントの 公益的事業の財源となり、歌舞伎町の賑わいと安全・安心なまちづくりのために活用されます。



ゴジラロード(セントラルロード)周辺地図



ゴジラロード(セントラルロード)周辺地図 拡大図
※青点線がゴジラロード(セントラルロード)

媒体場所住所

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町1丁目

歌舞伎町ゴジラロード(セントラルロード)/新宿東宝ビル西側/シネシティ広場

フラッグ設置可能街路灯位置図

フラッグ設置可能街路灯 (2022.04.01)



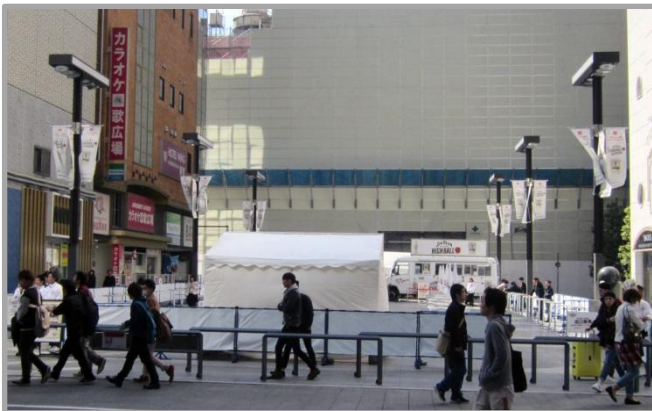
フラッグ掲出例設置例(ゴジラロード(セントラルロード)/シネシティ広場)



(ゴジラロード(セントラルロード)/
歌舞伎町リニューアル祝賀イベント)



(ゴジラロード(セントラルロード)
/キリン一番搾り 東京づくり商業広告)



(シネシティ広場/ 歌舞伎町リニューアル祝賀イベント協賛イベント広告)

フラッグ掲出料金について

ゴジラロード(セントラルロード)フラッグ掲出 広告料金 1,651,540円(税込)14日間 22基(44枚)

※製作費・加工費・取付費・撤去費・道路使用料及び屋外広告物掲出手数料、各種申請料、自主審査料、申請代行手数料含む

サイズ及び仕様

・W450mm×H1100mm

※地上高3.5m以上確保すること。ただし、フラッグの下端が車道からポールの間25cm以内にかかる場合は地上高4.5m以上確保すること。

・両面出力、遮光ターポリン、遮光スエード(※非塩ビ系、反射材、蛍光色などはしない)

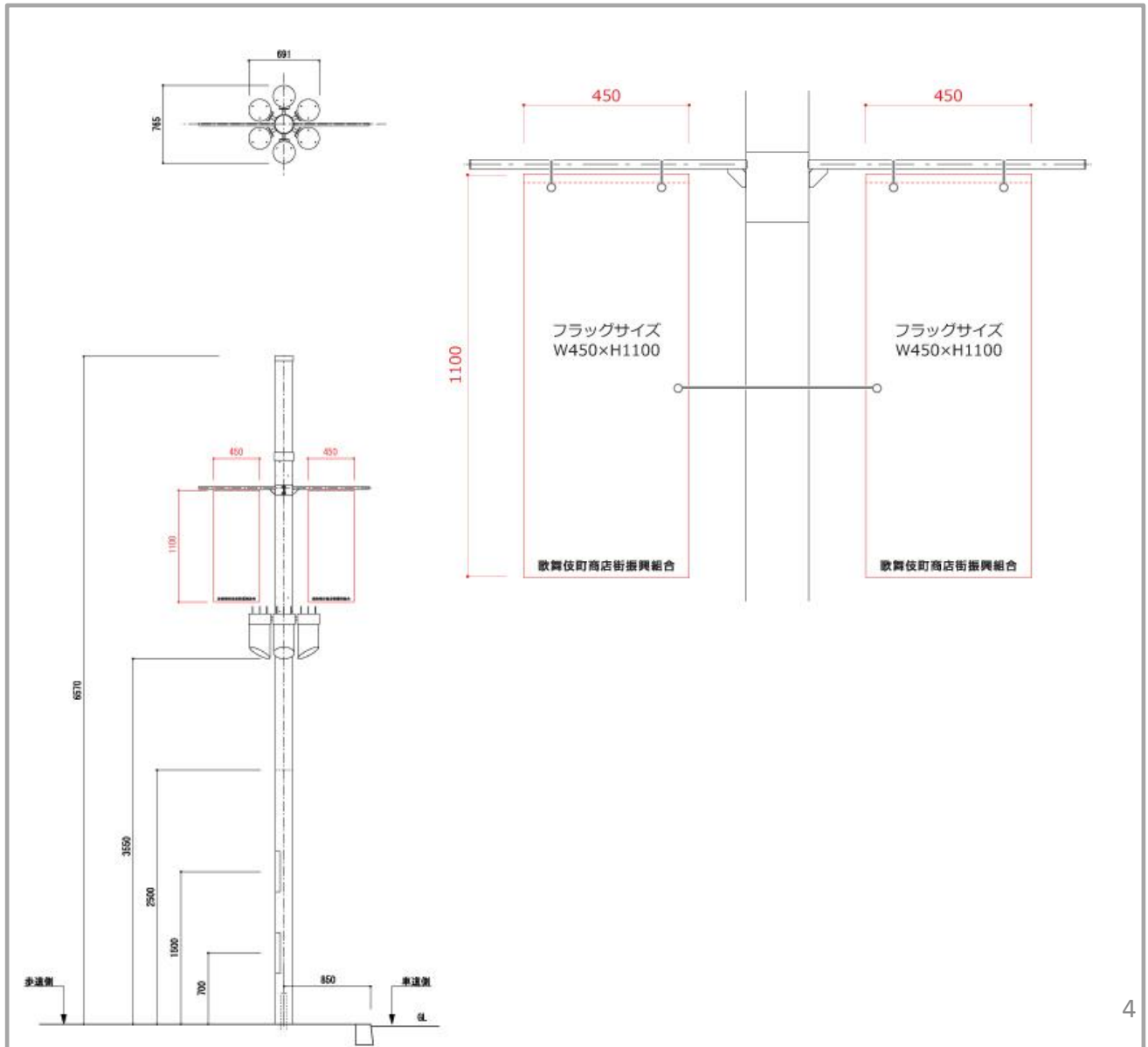
掲出規制

・クライアントおよびデザイン審査あり

・フラッグ下部に「歌舞伎町商店街振興組合」の文言を入れること。

・歌舞伎町一丁目地区フラッグ広告メディア利用基準を遵守すること。

フラッグ図面 (W450mm×H1100mm)



フラッグ掲出料金について

新宿東宝ビル西側フラッグ掲出 広告料金 942,590円(税込)14日間 6基(12枚)

※製作費・加工費・取付費・撤去費・道路使用料及び屋外広告物掲出手数料、各種申請料、自主審査料、申請代行手数料含む

サイズ及び仕様

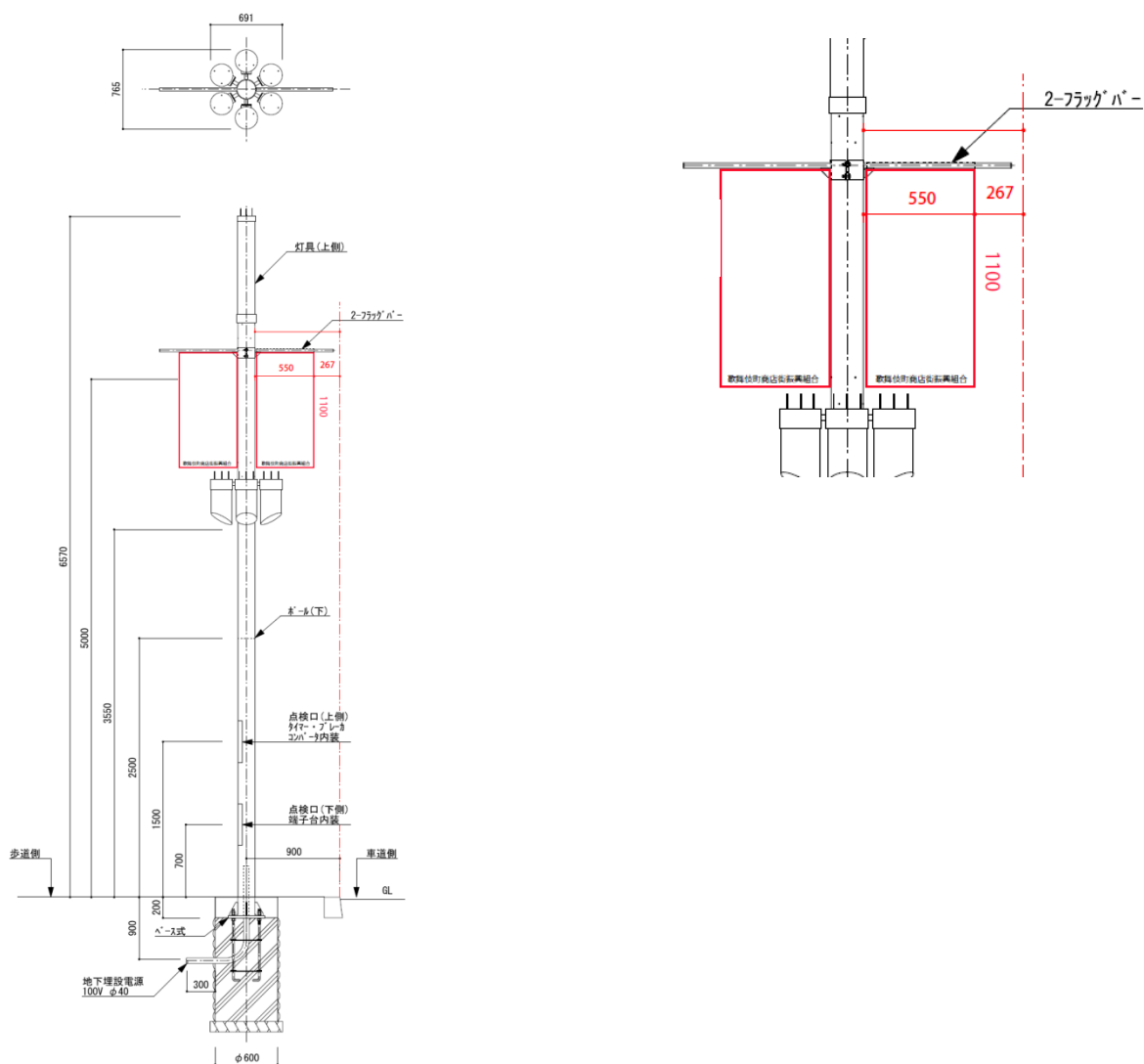
・W550mm×H1100mm

※地上高3.5m以上確保すること。ただし、フラッグの下端が車道からポールの間25cm以内にかかる場合は地上高4.5m以上確保すること。

掲出規制

- ・クライアントおよびデザイン審査あり
- ・フラッグ下部に「歌舞伎町商店街振興組合」の文言を入れること。
- ・歌舞伎町一丁目地区フラッグ広告メディア利用基準を遵守すること。

フラッグ図面 (W550mm×H1100mm)



フラッグ掲出料金について

シネシティ広場フラッグ掲出 広告料金 1,310,100円(税込)14日間 6基(24枚)

※製作費・加工費・取付費・撤去費・道路使用料及び屋外広告物掲出手数料、各種申請料、自主審査料、申請代行手数料含む

サイズ及び仕様

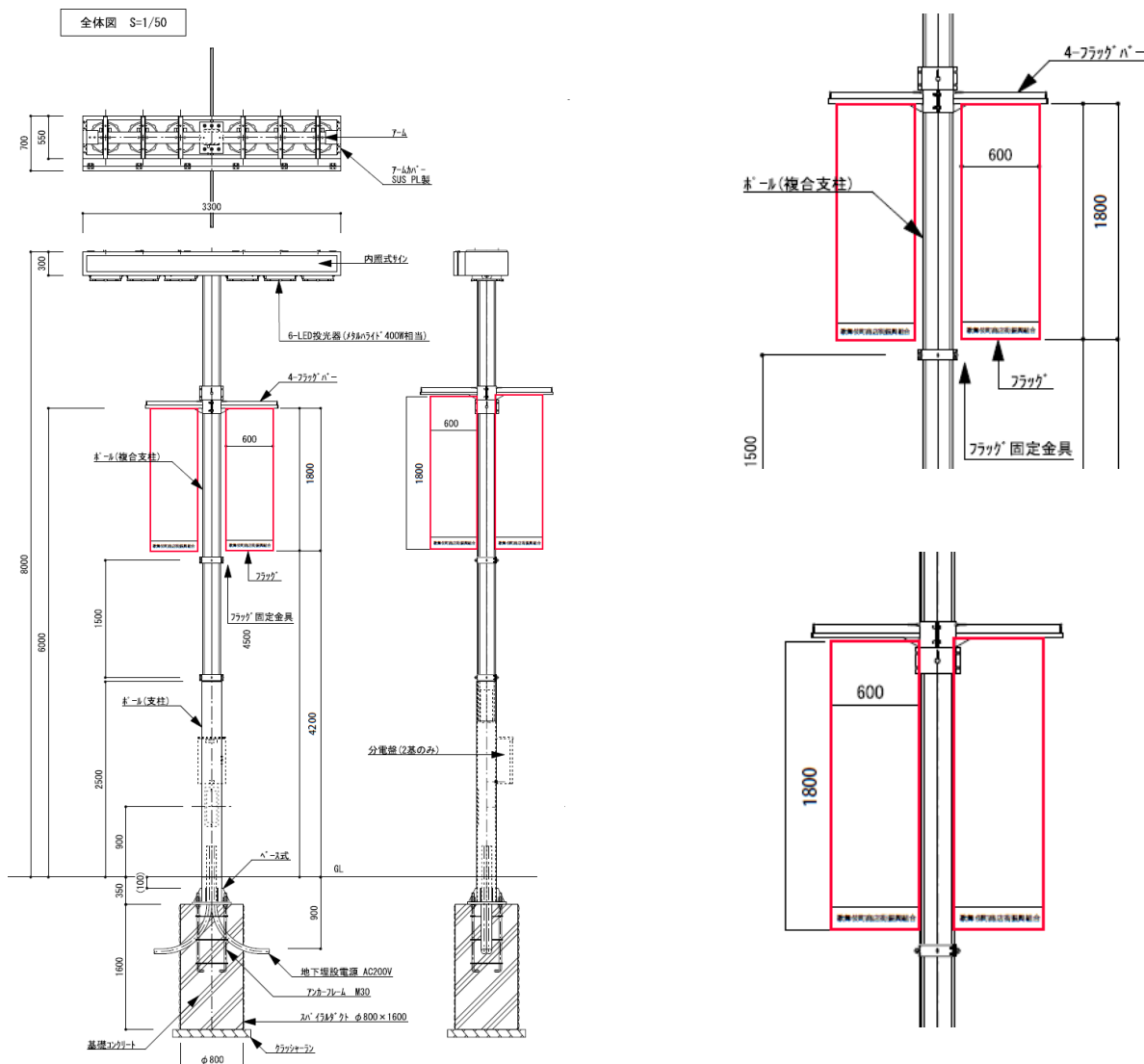
・W600mm×H1800mm。

※地上高3.5m以上確保すること。ただし、フラッグの下端が車道からポールの間25cm以内にかかる場合は地上高4.5m以上確保すること。

掲出規制

- ・クライアントおよびデザイン審査あり
- ・フラッグ下部に「歌舞伎町商店街振興組合」の文言を入れること。
- ・歌舞伎町一丁目地区フラッグ広告メディア利用基準を遵守すること。

フラッグ図面 (W600mm×H1800mm)



屋外広告物(フラッグ)掲出料

屋外広告物掲出料(フラッグ)

令和7年4月1日現在

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
ゴジラロード(セントラルロード)フラッグ	14日間	屋外広告物掲出料	製作・加工費・取付・撤去費、申請代行手数料 道路使用料及び屋外広告物掲出手数料、 各種申請料、自主審査料含む	1,651,540 円

※1デザインの料金になります。

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
新宿東宝ビル西側フラッグ	14日間	屋外広告物掲出料	製作・加工費・取付・撤去費、申請代行手数料 道路使用料及び屋外広告物掲出手数料、 各種申請料、自主審査料含む	942,590 円

※1デザインの料金になります。

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
シネシティ広場フラッグ	14日間	屋外広告物掲出料	製作・加工費・取付・撤去費、申請代行手数料 道路使用料及び屋外広告物掲出手数料、 各種申請料、自主審査料含む	1,310,100 円

※1デザインの料金になります。

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
ゴジラロード(セントラルロード)・新宿東宝ビル・シネシティ広場フラッグ	14日間	屋外広告物掲出料	製作・加工費・取付・撤去費、申請代行手数料 道路使用料及び屋外広告物掲出手数料、 各種申請料、自主審査料含む	2,865,280 円

※1デザインの料金になります。

屋外広告物(フラッグ)掲出料 掲出期間の延長

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
ゴジラロード(セントラルロード)フラッグ(期間の延長)	14日間	屋外広告物掲出料	管理費、申請代行手数料、屋外広告物掲出手数料等	169,510 円

※同一デザインのものに限ります。

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
新宿東宝ビル西側フラッグ(期間の延長)	14日間	屋外広告物掲出料	管理費、申請代行手数料、屋外広告物掲出手数料等	63,910 円

※同一デザインのものに限ります。

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
シネシティ広場フラッグ (期間の延長)	14日間	屋外広告物掲出料	管理費、申請代行手数料、屋外広告物掲出手数料等	156,310 円

※同一デザインのものに限ります。

広告の種類	利用期間	種別	内訳	合計(税込)
ゴジラロード(セントラル ロード)・シネシティ広場・ 東宝・フラッグ(期間の延 長)	14日間	屋外広告物掲出料	管理費、申請代行手数料、屋外広告物掲出手数料等	341,000 円

※同一デザインのものに限ります。

屋外広告物解約手数料(フラッグ)

取消・取下日	解約手数料
利用日の30日前まで	御請求合計金額の50%
利用日の29日前から利用日の16日前まで	御請求合計金額の70%
利用日の15日前まで	御請求合計金額全額

※屋外広告物利用予約結果通知書(様式2)を送付した時点で予約の成立とさせていただきます。
 ※取消及び取下げの起算日につきましては、屋外広告物利用取下書が当組織に到達した日となります。
 ※予約成立後の解約については、先にお支払いいただきました金額より、上記のとおり解約手数料を差し引き、返戻させて
 頂きます。

お問い合わせから掲出の流れ

屋外広告物の利用をご希望される方は、下記流れに沿ってお申込みください。
屋外広告物に関するお問合せ、お申込みにつきましては下記お問合せ先へお願いいたします。
お申込み等の詳細につきましては「歌舞伎町一丁目地区フラッグ広告メディア利用基準」にてご確認ください。

STEP01／お問い合わせ・お打合せ

広告の目的、内容を歌舞伎町タウン・マネージメント(TMO)までご相談下さい。
※業種、広告表現、内容によってお断りする場合があります。

STEP02／お申込み

お問合せ後、屋外広告物利用申込書(様式1)にご記入の上、必要書面をご提出ください。なお、お申込みにつきましては、随時お受付しております。

※ お申込みをされてから、掲出確定までお時間をいただくことがございます。ご了承ください。

※施工までは、関係各所への手続の都合上、完成(最終)原稿入稿後1ヶ月程度かかります。

STEP03／フラッグ掲出枠の確定・契約

①ご提出いただいた屋外広告物利用申込書と必要書類をもとに、当組織より「屋外広告物利用予約結果通知書(様式2)」を送付させていただきます。これをもって、予約の成立とさせていただきます。

②予約の成立後、請求書を送付いたしますので、指定の期日までに指定金融機関へお支払ください。
なお、振込手数料はご負担ください。請求金額をお振込みいただいたことをもって、契約の成立となります。

※契約成立後の解約については、先にお支払いいただきました金額より、下記のとおり解約手数料を差し引き返戻させていただきます。使用日30日前までの解約については50%、29日～16日までは70%、15日前までは全額をあらかじめお支払い頂いている金額より差引きます。

STEP04／デザイン制作

各設置場所における規定サイズにて最終デザインを制作してください。入稿先につきましては、下記お問合せ先までお送りください。テンプレートをお送りいたします。※規定のサイズについては、「フラッグ図面」をご参照ください。

STEP05／デザイン審査

デザイン審査及び各種申請等の手続きに入ります。審査及び手続きにつきましては、完成(最終)入稿後1ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。誇大な表現や公共の場にふさわしくない表現と判断される場合は、広告内容を修正していただく場合もございます。

①TMO自主審査会による審査

②新宿区商店街連合会及び東京都商店街連合会による審査

※掲出内容の変更等、調整をしていただく場合がございます。

STEP06／入稿から申請等の流れ

- ①TMOへ入稿 【入稿締切】掲出日より60日前まで
- ②新宿区商店街連合会及び東京都商店街連合会による審査 【審査締切日】掲出日より40日前まで
- ③ 新宿区景観条例に係る届出 【届出日締切】掲出日より30日前まで
- ④道路使用許可申請 【申請締切日】掲出日より15日前まで
- ⑤屋外広告物許可申請及び道路占用許可申請 【申請締切日】掲出日より15日前まで

※①についてはデザイン案の段階でご提出も可能です。

ただし審査後の大幅なデザイン変更はご遠慮ください。

※原稿を審査した結果、内容の変更等、調整をしていただく場合がございます。

STEP07／製作及び設置

フラッグの製作及び設置につきましては、TMOより「指定施工業者」に依頼させていただきます。

指定施工業者以外への発注は出来かねますので、ご了承ください。

掲出終了後、掲出完了のご報告をさせていただきます。

お申込み及びお問合せ

一般社団法人 歌舞伎町タウン・マネージメント

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-18-14

新宿北西ビル10階

TEL:03-3207-4516 FAX:03-3207-4519

Email: information@d-kabukicho.com

指定施工業者

TSP太陽株式会社

〒153-0043 東京都目黒区東山1-17-16

TEL:03-3719-3721 FAX:03-3791-0953

お申込みの際、ご提出していただく書類

- ①屋外広告物利用申込書(様式1)
- ②デザイまたはデザイン(案)※寸法をいれてください
- ③下記事項がわかる書面
 - ・屋外広告物の掲出内容の趣旨及び概要
 - ・屋外広告物の利用形態
 - ・利用期間(設営日及び撤去日も記載すること)
 - ・デザインを作成する上で景観等への配慮方法、並びにデザインコンセプト
 - ・安全対策
 - ・その他、当組織が屋外広告物の申請等の際し必要と認められるもの

申請書類等

- ①歌舞伎町一丁目地区フラッグ広告メディア利用基準
- ②屋外広告物を活用したエリアマネジメント広告表示に関する自主審査基準
- ③屋外広告物利用申込書(様式1)
- ④屋外広告物利用取下書(様式5)
- ⑤フラッグ設置可能街路灯位置図
- ⑥フラッグテンプレートデータ (セントラルロード/ W450mm×H1100mm)
- ⑦フラッグテンプレートデータ (新宿東宝ビル西側/ W550mm×H1100mm)
- ⑧フラッグテンプレートデータ (シネシティ広場/ W600mm×H1800mm)

歌舞伎町一丁目地区フラッグ広告メディア利用基準

(目的)

第1条 本基準は歌舞伎町ルネッサンス事業の推進の一環として、歌舞伎町タウン・マネージメント（以下「当組織」という。）が運営する歌舞伎町商店街街路灯（以下「屋外広告物掲出設備」という。）に係る屋外広告物の利用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(法令及び協定の遵守)

第2条 本基準に基づいた屋外広告物の掲出においては、各種関係法令に規定する、諸事項を遵守すること、並びに、公的機関より受ける指導事項を遵守するものとする。

(利用条件)

第3条 屋外広告物の掲出場所については、別表1に定める場所とする。

- 2 屋外広告物掲出設備を利用できる期間は原則として14日以内とする。なお、必要に応じて当組織と協議の上、利用期間を延長することができる。
- 3 本基準に定める屋外広告物の掲出に係る利用者（以下「利用者」という）とは、会社法等、法律に定められた法人、または当組織が法人に準じる組織と認めた実行委員会等、団体に限る。

(屋外広告物の掲出)

第4条 屋外広告物に係るデザイン並びに掲出及び利用は、「屋外広告物を活用したエリアマネージメント広告表示に関する自主審査基準」に則し、以下の各項各号に定めるものとする。

1 デザインに関する基本方針

- (1) まちの景観及び賑わいに資する洗練されたデザインとし、公共スペースに相応しいデザインとする。
- (2) 新宿区が定める「歌舞伎町の景観まちづくり計画の景観形成方針」及び「屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの地域別ガイドライン」を推進並びに歌舞伎町の都市構造を活かしたデザインとする。

2 広告物の内容に関する基本方針

- (1) 年齢、性別、人種、国籍、宗教等を問わず受容される表示内容とする。
- (2) 歌舞伎町の個性及び魅力を高めるようアイストップ等を意識した表示内容とする。

(利用制限)

第5条 以下の各号に該当する場合は、屋外広告物の掲出を認めない。

- (1) 責任の所在が不明確なもの。
- (2) 内容及び目的が不明確なもの。
- (3) 関係法令等に違反、またはその恐れのあるもの。
- (4) 虚偽及び誇大、または不正確な表現により、故意に誤認を与える恐れのあるもの。
- (5) 自己の優位性を強調するため、他を引き合いに出す広告で不適当な表現のもの。
- (6) 年齢、性別、人種、民族、社会的地位、門地等について差別するものや、プライバシーの侵害、セクシャルハラスメント等の人権を侵害するもの。
- (7) 他者の名誉を棄損し、あるいは誹謗中傷の恐れのあるもの。
- (8) 信用棄損及び業務妨害等の恐れのあるもの。
- (9) 非科学的または迷信に類するもので、来街者を惑わせたり不安を与える恐れのあるもの。
- (10) 他者の名義及び写真並びに談話及び知的財産権を無断で使用したもの。
- (11) 投機、射幸心等を著しく煽る恐れのあるもの。
- (12) 児童及び青少年保護の観点より、未成年に配慮し暴力行為や殺人その他反社会的なことがらを容認する表現内容並びに性について露骨、卑猥な表現を使用したもの。
- (13) 裁判中及び係争中または将来、係争関係に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると当組織が判断するもの。ただし、客観的な事実の表現にとどまり、相手方への誹謗中傷、または過激な表現や不確実な主張であると認められないもの、当組織において公共性が担保されると認めるに足りるものに限り実施することができる。
- (14) 当組織の社会的評価及び屋外広告物掲出設備の品位を低下させる恐れがあるもの。
- (15) 事実に反し、当組織が利用者及び広告主を支持、またはその商品及びサービス等を推奨、あるいは保証すると来街者に誤認させてしまう表現及び内容を表示すること。
- (16) 屋外広告物が掲出されることにより、当組織が不利益を被る恐れがあるもの。
- (17) 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
- (18) 特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの。
- (19) 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第二条に定める営業及びこれに類するもの。
- (21) 詐欺的なもの、不良商法、署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの。
- (22) 屋外広告物掲出設備に係る管理運営上支障があると認められるもの。
- (23) 屋外広告物掲出設備を損傷する恐れがあると認められるもの。
- (24) 屋外広告物を設置するに際し異常な騒音、臭気などの発生が予測されるもの。
- (25) 屋外広告物掲出設備の利用権の全部または一部を第三者へ譲渡及び転貸すること。
- (26) その他、当組織が利用を制限することが必要であると認められるもの。

(利用の申込等)

第6条 屋外広告物の掲出を希望するものは、あらかじめ、当組織へ屋外広告物利用申込書(様式1)を提出するとともに、各号に定める以下の内容を網羅した書面を提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物の掲出内容の趣旨及び概要
- (2) 屋外広告物の利用形態
- (3) 利用期間
- (4) デザインまたはデザイン案
- (5) デザインを作成する上で景観等への配慮方法、並びにデザインコンセプト
- (6) 安全対策
- (7) その他、当組織が屋外広告物の申請等に際し必要と認められるもの

2 利用申し込みは随時受け付ける。受付の際、利用者は第1項に定める書面を提出しなければならない。

3 申し込みは先着順とする。

4 フラッグの製作及び施工に関しては、当組織の定める指定施工業者を使用すること。

(屋外広告物掲出料)

第7条 当組織は、歌屋外広告物掲出設備を利用する利用者から別表2に定めるとおり屋外広告物掲出料を徴収する。

2 利用予約の成立後、当組織より契約書並びに請求書を利用者へ送付する。

3 利用者はその請求書に記載された料金を指定期日までに当組織の指定する金融機関へ振込むこと。

4 利用を取下げの場合は、利用者が支払った金額から解約手数料を差し引いた金額を利用者へ返戻する。

7 解約手数料は、第14条に定める日を起算日とする。

8 本条3項及び4項に係る振込み手数料は利用者にて負担する。

(手続)

第8条 屋外広告物掲出の利用の申込みがあった時、当組織は第5条(利用制限)及び第18条(反社会的勢力の排除)に基づき、申請内容について外形的な書面審査をし、その結果を屋外広告物利用予約結果通知書(様式2)により利用者に通知する。

(契約)

第9条 前条により利用予約結果通知書を受領し、その審査の結果、適当であると認められた利用者は、当組織が発行する請求書に基づく請求金額を入金することをもって契約

が有効に成立する。

(結果通知等)

第10条 前条に基づく契約成立後、当組織は、屋外広告物自主審査基準に基づき審査し、その後さらに、都の屋外広告物審査会にて審査された結果を利用者に対し通知しなければならない。

(内容の変更)

第11条 利用者は、掲出する屋外広告物の内容等を変更する場合は、事前に当組織と協議し、その承認を得た後、速やかに変更後の内容等が記載された書面を提出しなければならない。

2 前項に定める変更を願い出た屋外広告物等はあらかじめ申請された内容との単一性が保持されていないなければならない。

(契約の解除及び利用承認の取消)

第12条 当組織は、次の各号のいずれかに該当した場合、屋外広告物の利用の取消及び契約の解除をすることができる。

(1) 指定する期日までに、屋外広告物掲出料の納付がないとき。

(2) 屋外広告物利用申込書に虚偽の記載があったとき。

(3) 利用内容等が各種法令又は本基準に違反している、又はそのおそれがあり、当組織の改善の指示に従わないとき。

(4) 利用の内容により一般の道路利用者に危険を生じさせている、又は、そのおそれがあり、当組織の改善の指示に従わないとき。

(5) 屋外広告物の内容及び形態、色彩等により周辺からの苦情が発生したとき、又はそのおそれがあり、当組織の改善の指示に従わないとき。

(6) 災害その他不可抗力により、当組織の責めがなく、屋外広告物掲出設備の利用ができなくなったとき、またはそのおそれがあるとき。

(7) 屋外広告物掲出設備に係る管理及び運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 当組織は前項各号により利用承認を取消したときには、屋外広告物利用取消通知書(様式3)とともに契約の解除を利用者に通知しなければならない。

3 本条第1項2号から7号により取消及び解除をした場合、すでに納入されている屋外広告物掲出料は返金しない。

(利用の取下げ)

第13条 利用者は、自己の都合により屋外広告物掲出設備の利用を取り下げることができる。

2 前項の規定により屋外広告物掲出設備の利用を取り下げるときは、屋外広告物利用取

下書（様式4）により当組織に申し出なければならない。

（利用の取下げ日）

第14条 前条による利用者による取下げ日は、当組織に前条で定める書面が到達した日とする。

（責任の所在及び損害の補償）

第15条 屋外広告物の掲出にあたり、利用者は当組織に対して次の各号に定める内容を保証しなければならない。

- （1）実施された屋外広告によって、当組織及び新宿区又は第三者に損害を与えた場合、利用者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。また、当組織は利用者の事業すべてについて一切の責任を負わない。民事上の責任を問われた場合でも、利用者がすべての支払義務を負い、当組織に一切の負担をさせない。
- （2）屋外広告物が第三者の権利を侵害するものではないこと及び屋外広告物に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。
- （3）当組織に対して利用者から屋外広告物に関して賠償請求があった場合、利用者の責任及び負担について解決するものとし、当組織は責任及び負担を一切負わないこと。

（屋外広告物掲出設備及び付帯物等の損壊又は紛失時の対応）

第16条 利用者は屋外広告物掲出設備及び付帯物等を損壊、毀損または汚損等したときは、当組織に対して速やかに連絡するとともに、これを復旧しなければならない。

- 2 当組織は屋外広告物掲出後、屋外広告物掲出設備及び付帯物等の損壊、毀損または汚損等並びに紛失等を発見した場合は、速やかに利用者に通報し、屋外広告物掲出設備及び付帯物等の損壊、毀損または汚損等並びに紛失等の原状回復を請求することができる。
- 3 本条に定める回復に要する経費負担は、以下のとおりとする。

- （1）本条第1項及び2項に関する、費用負担は、利用者がこれを全額負担する。
- （2）本条第2項に基づき、原状回復請求を求めたにも関わらず、利用者が回復措置を講じず、次の屋外広告物掲出までの間に回復する暇がない場合、当組織は必要に応じて、自己の費用にて回復措置を行い、その費用を利用者に対して、求償することができる。ただし、その求償額には、法律で定める遅延損害金の上限年利を加算し請求するものとする。

（安全管理）

第17条 屋外広告物を掲出する場合、屋外広告物掲出設備及び周辺環境の安全管理を担保するため、適正な人数の警備要員の配置し、交通誘導及び盗難、火災、事故等の防止

に係る措置を行うこと。

- 2 前項の警備要員は公安委員会が認定する警備会社に所属する警備員を配置するよう努めなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第18条 当組織は、利用者が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

- 2 当組織は、利用者が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (4) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 当組織は、利用者が自ら又は第三者を利用して以下の一にでも該当する行為をした場合には、何の催告を要せず契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当組織の信用を棄損し、又は当組織の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4

- (1) 利用者は、利用者又は利用者の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、

将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。

(2) 利用者は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約締結後に判明した場合には、直ちに契約を解約し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。

(3) 利用者が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5

(1) 利用者は、利用者又は利用者の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け若しくは再委託先業者をもこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当組織に報告し、当組織の捜査機関への通報及び当組織の報告に必要な協力を行うものとする。

(2) 利用者が前号の規定に違反した場合、当組織は何ら催告を要せずに、契約を解除することができる。

6 当組織が本条各項の規定により契約を解除した場合には、利用者に損害が生じても当組織は何ら賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、利用者は損害を賠償するものとする。

(実施権)

第19条 屋外広告の掲出可否の最終決定権については、当組織が保有し、審査の結果、屋外広告の掲出を断る場合も理由を明示する義務を負わない。

2 屋外広告物を掲出する場合、当組織内に設置された自主審査会により、屋外広告物自主基準に合致しないと判断された場合、利用者はその内容等の調整を行うこと。

第20条 本基準は、法令の新設、改廃、その他の事情の変化により利用者の了承を得ることなく、予告なく変更することができる。

(委任)

第21条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施について必要な事項は、代表が定める。

(改正)

第22条 この基準の改正は、公共空間等活用審査会の議決を経て行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

「屋外広告物を活用したエリアマネジメント広告表示に関する自主審査基準」

平成24年 4月25日

改定 平成27年 5月22日

歌舞伎町タウン・マネージメント

歌舞伎町タウン・マネージメント（以下、「TMO」という。）が管轄するエリア内で、地元商店街などが地域における協議を経て実施する公益的事業の経費に充てるため、屋外広告物を活用して、都市の美観向上に資するとともに、来街者や通行人などの理解を得た広告表示となるよう、「デザイン」、「広告物の内容」、「設置方法」に関する標準的な基準を定める。

自主審査基準の性格

この基準は、デザイン、広告物の内容及び設置方法が適切であるか、TMO内に設置されている掲出広告物自主審査会で審査を行う場合の基準とする。

デザインに関する基本方針

- （１）まちの賑わいに資する洗練されたデザインとする。
- （２）公共スペースに相応しいデザインとする。
- （３）まちの景観に配慮したデザインとする。
- （４）歌舞伎町の都市構造を活かしたデザインとする。
- （５）新宿区が定める歌舞伎町の景観まちづくり計画の景観形成方針、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの地域別ガイドラインをより推進するデザインとする。

広告物の内容に関する基本方針

- （１）子どもから大人まで、性別・人種・国籍・宗教を問わず気持ちよく受け入れられる表示内容とする
- （２）歌舞伎町としての企画方針に沿った表示内容とする。
- （３）社会的なテーマなどの企画に沿った表示内容とする。

設置方法に関する基本方針

- （１）安全安心に配慮した表示または設置とする。

1. デザインに関する基準

(1) 基本事項

- ①公序良俗に反しないこと
- ②公衆に対して不快の念を与えないこと
- ③美観風致を害しないこと
 - ・蛍光色を避ける
 - ・過度の派手さを極めたデザインを避ける
 - ・過度の派手な色彩を避ける
- ④交通安全上ドライバーに著しく訴求しないこと
- ⑤暴力や犯罪を助長しないこと
- ⑥著しく性を意識させないこと

(2) 歌舞伎町の都市構造を活かした広告

- ①シネシティ広場の一体空間を活かした広告
- ②ゴジラロード（セントラルロード）の軸線を活かした広告
- ③歌舞伎町内のアイストップを活かした広告

(3) 都市の美観向上の観点からの積極的配慮事項・絵や写真を使用するなど都市景観と調和した広告デザインとする。

2. 広告物の内容に関する基準

(1) 基本事項

- ①基本的人権を損なわないこと。
- ②消費者保護の観点から適切なこと。
- ③児童及び青少年保護の観点から適切なこと
- ④公序良俗に反しないこと

(2) 掲出ができない広告

- ①風俗営業及び性風俗特殊営業の広告
- ②消費者金融の広告
- ③ラブホテルの広告
- ④政党及び政治団体の広告
- ⑤宗教及び宗教団体の広告・布教活動と判断されるもの
- ⑥青少年に対して悪影響を及ぼす恐れのある広告
- ⑦個人広告。意見広告
- ⑧社会的に批判を受ける業種・商品に関する広告又は社会的に問題とされている人物を使用した広告
- ⑨その他自主審査会で不適切と判断される広告

(3) 禁止する広告

- ①虚偽又は誇大な表現により誤認又は期待させるもの
- ②根拠のない最高・最大等の断定的表現
- ③根拠のない効能効果の表示
- ④根拠のない比較広告

3. 設置方法に関する基準

(1) 安全安心の観点から禁止する広告

- ①信号機又は道路標識等の効用を妨げる恐れのあるもの
- ②人や商品等が車道に飛び出そうとしているように見えるもの
- ③周囲の運転者及び歩行者の距離感や平衡感覚を惑わす恐れのあるもの
- ④交通安全上ドライバーの注意力を散漫させる恐れのある広告物
- ⑤落下により歩行者へ危害を及ぼす恐れのある広告物

＜デザインに関する基本方針例＞

(1) まちの賑わいに資する洗練されたデザインとする。

・周辺景観を整える洗練されたデザイン



工事仮囲い利用の広告物 フランス（パリ）

・清潔感のある洗練されたデザイン



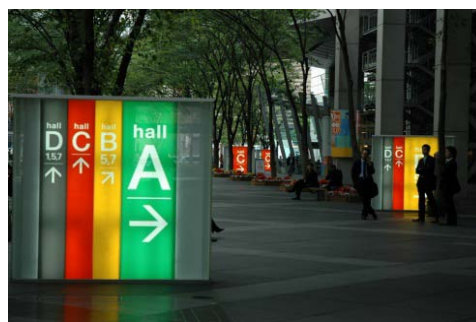
工事仮囲い利用の広告物 アメリカ
（ニューヨーク）

・街並みにアクセントを与える大胆なデザイン



工事仮囲い利用の広告物 銀座

・わかりやすく楽しいデザイン



案内サイン 丸の内

(2) 公共スペースに相応しいデザインとする。

- ・文字と象徴的なロゴを用いたわかりやすいシンプルなデザイン
- ・外国人観光客向けに日本の文化を発信するデザイン



工事仮囲い利用の広告物
歌舞伎町一丁目



商店街灯フラッグ 新宿三丁目
出典：公益社団法人東京屋外広告協会
「第9回東京屋外広告コンクール」より

- ・おしゃれな通りを演出するデザイン
- ・公共空間の秩序を考えお互いに調整されたデザイン



突出し看板 アメリカ・ニューヨーク



自立式の広告板 東京駅

(3) まちの景観に配慮したデザイン

- ・歌舞伎町の観光スポットとなる象徴的なデザイン
- ・歌舞伎町の個性を発信するデザイン



屋上の広告搭 歌舞伎町一丁目



建物壁面の広告物 歌舞伎町一丁目
出典：公益社団法人東京屋外広告協会
「第9回東京屋外広告コンクール」より

- ・通りの雰囲気醸し出すデザイン



ネオンサイン アメリカ
(ニューオーリンズ)

- ・駅舎と一体となる広告のデザイン



駅舎壁面・屋上利用の広告物 渋谷

(4) 歌舞伎町の都市構造を活かしたデザインとする。

- ・ゴジラロード（セントラルロード）の軸線を活かすため同一の基調色を用いたデザイン
- ・周辺の広告物と調和させ、一体的な空間を演出するデザイン



商店街灯フラッグ 歌舞伎町一丁目



建物壁面の広告物群 アメリカ
(ニューヨーク)

- ・アイストップとなる建物を効果的に利用したデザイン
- ・周辺の広告物と連動し、ダイナミックに空間を演出するデザイン



建物壁面の広告物 アメリカ
(ロサンゼルス)



デジタルサイネージ アメリカ
(ニューヨーク)

(5) 新宿区が定める歌舞伎町の景観まちづくり計画の景観形成方針、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの地域別ガイドラインをより推進するデザインとする。

- ・ 世界を代表する都市景観を創出するデザイン
- ・ 地域の景観を象徴するデザイン

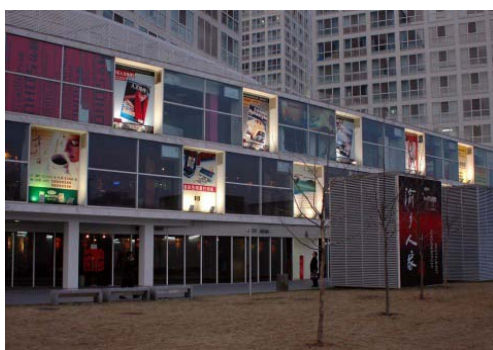


建物壁面利用のビジョン広告 イギリス
(ロンドン)



アーチ 歌舞伎一丁目

- ・ 建物壁面と広告物が一体となったデザイン
- ・ 観光資源として受け入れられる地域性を表現したデザイン



建物壁面利用の広告物 中国（北京）



建物壁面利用の広告物 道頓堀

＜広告物の内容に関する基本方針例＞

(1) 子どもから大人まで、性別・人種・国籍・宗教を問わず気持ちよく受け入れられる表示内容とする。

・プロジェクションマッピングを多用した言語表示



プロジェクションマッピング(壁面投影広告) フランス(パリ)

・図記号を用いた表示(ユニバーサルデザイン)



自立式の広告板 戸山

・自然や環境などについて美しい写真で表現



工事仮囲い利用の写真 表参道

(2) 歌舞伎町としての企画方針に沿った表示内容とする。

- ・歌舞伎町ルネッサンスなど地域の取り組みをPRした表示内容
- ・歌舞伎町の歴史、文化、流行等に関わる内容を用いた広告物



広告幕 歌舞伎町一丁目



変圧器利用 歌舞伎町一丁目

- ・クリスマスシーズンの飾り付けの企画



建物壁面利用の飾り付け 銀座

(3) 社会的なテーマなどの企画に沿った表示内容とする。

- ・ 公共的な事項を啓発する表示内容



建物柱利用のデジタルサイネージ
新宿三丁目

- ・ 国民的スポーツイベントを盛り上げる表示内容



建物壁面の広告物 文京区本郷
出典：公益社団法人東京屋外広告協会
「第9回東京屋外広告コンクール」より

- ・ アート、環境デザインをテーマにした表示内容



駐車場運営会社がアーティストへ提供したビルボード（広告板）アメリカ（ニューヨーク）

＜設置方法に関する基本方針例＞

（１）安全安心に配慮した表示または設置とする。

- ・ 画像の早い切替や過度な点滅は避ける。
- ・ 表示・設置位置の特性に応じた表示を行う（建築物の意匠に合わせたシート貼り）



建物柱利用のデジタルサイネージ
新宿三丁目



建物壁面の広告物 歌舞伎町一丁目

屋外広告物利用申込書

一般社団法人 歌舞伎町タウン・マネージメント

理事長 杉山 元茂 様

屋外広告物の掲出については、歌舞伎町一丁目地区フラッグ広告メディア利用基準及び各種関係法令に規定する諸事項、並びに、公的機関より受ける指導事項を遵守いたします。

申請者

住所

名称

代表者名

印

広告主									
会社名									
住所									
電話番号		FAX番号							
担当部署		担当者氏名							
屋外広告物									
内容									
趣旨及び概要									
商品名									
利用形態	フラッグ	基	枚	寸法	縦	mm	横	mm	
掲出期間	令和 年 月 日	～			月 日				
設営及び撤去日	設営日	月 日	撤去日		月 日				
掲出場所									
デザインコンセプト	※別途、デザイン案を添付すること								
協賛									
安全対策									
備考									

令和 年 月 日

屋外広告物利用取下書

一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント

理事長 杉山 元茂 様

〒

住所

名称

代表者名

⑨

担当者

TEL

令和 年 月 日付で承認された屋外広告物の利用について下記のとおり取下げします。

記

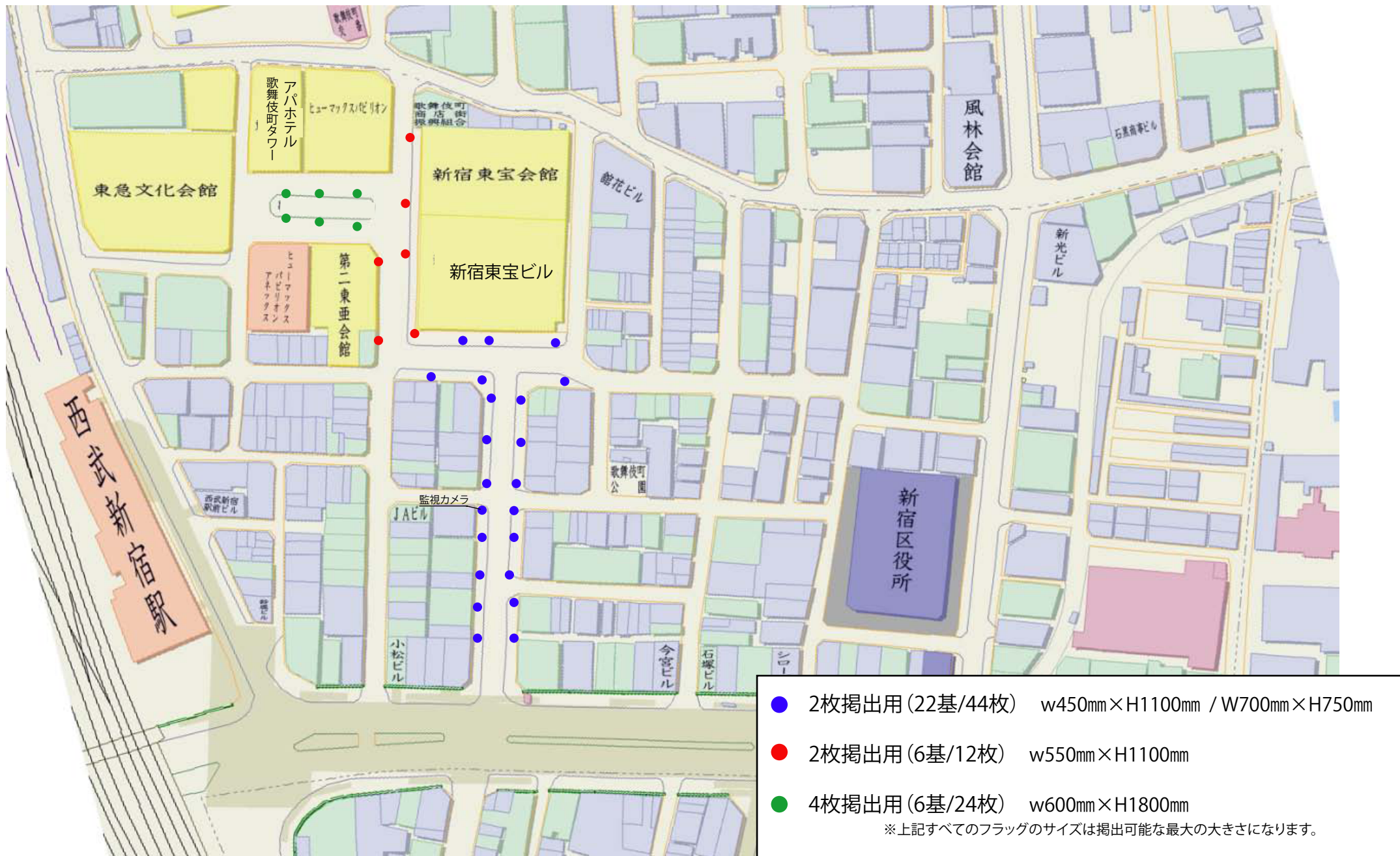
1 屋外広告物名

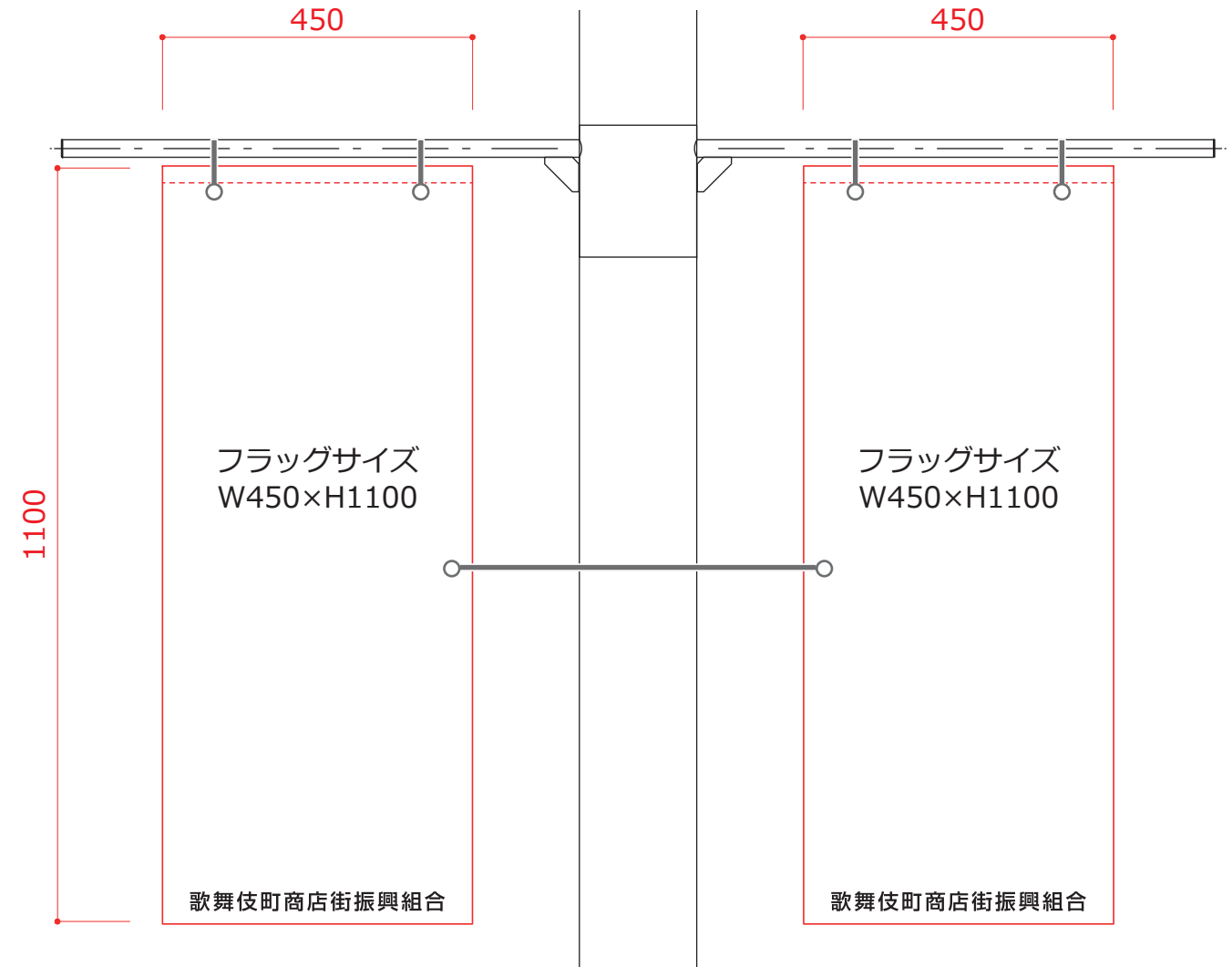
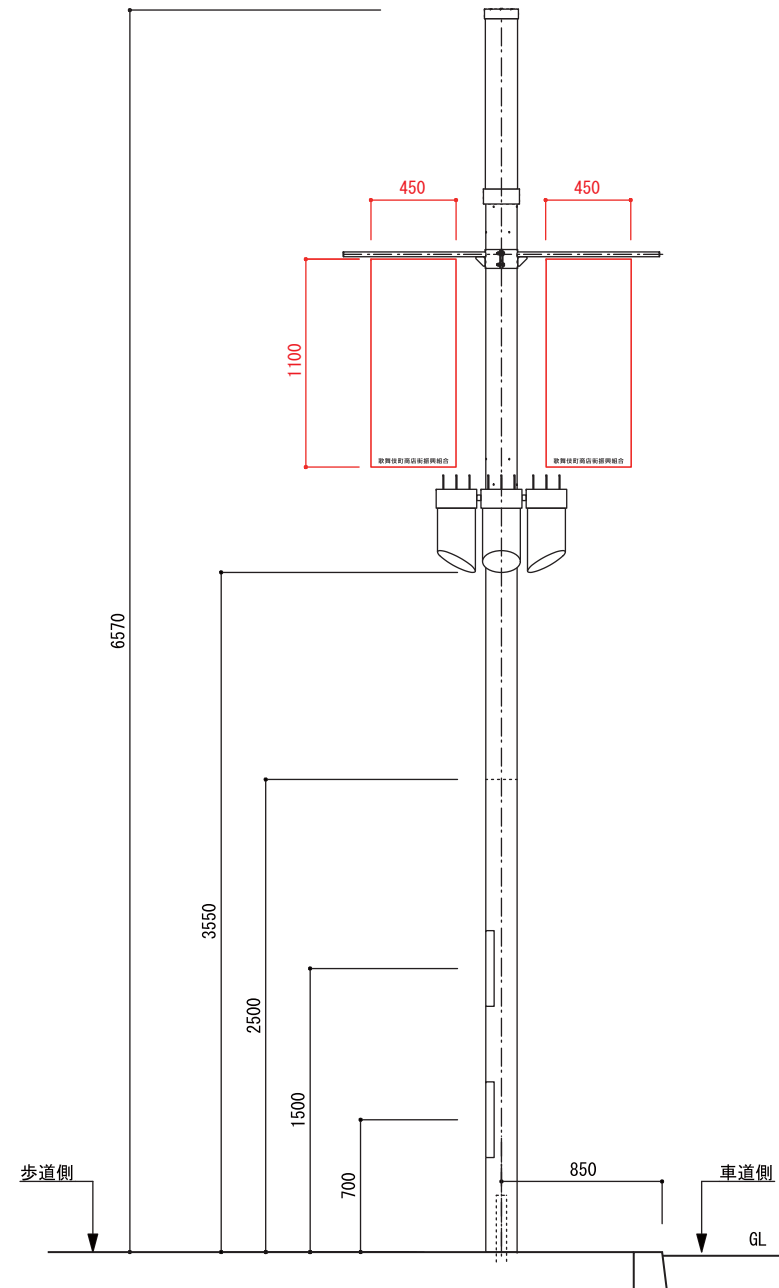
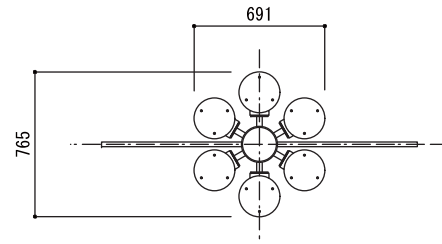
2 利用予定期間

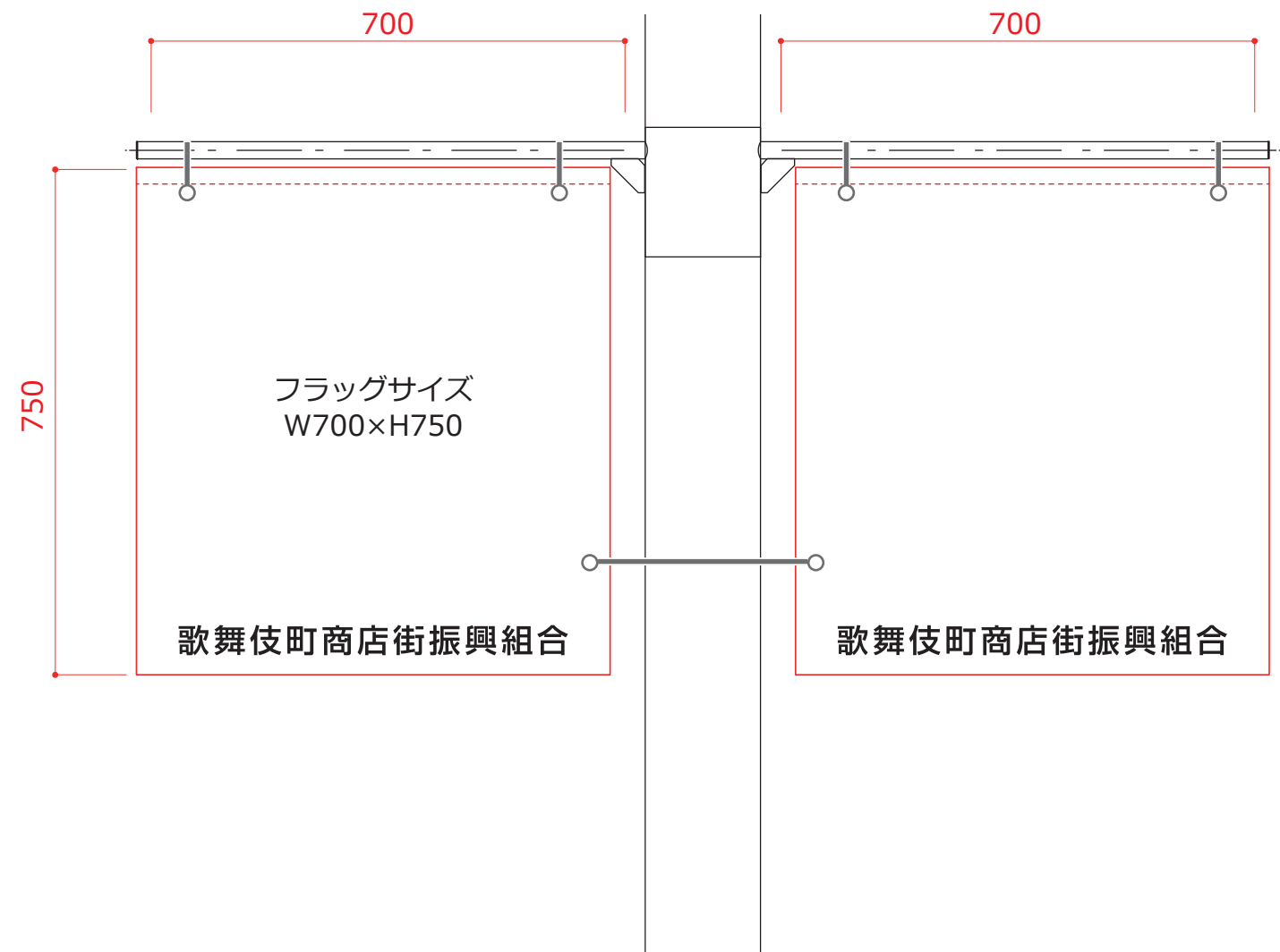
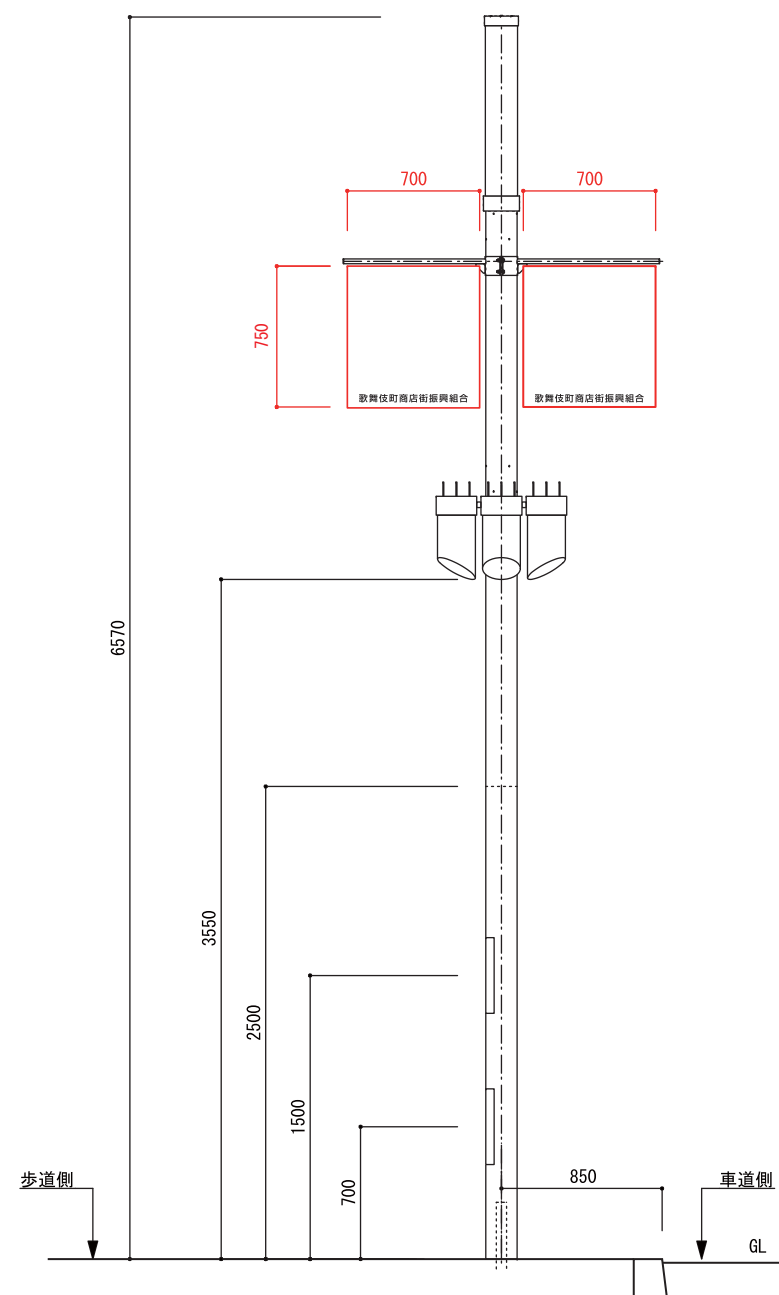
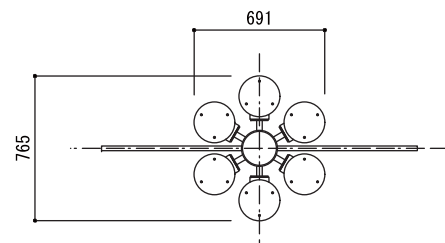
※設営撤去含む

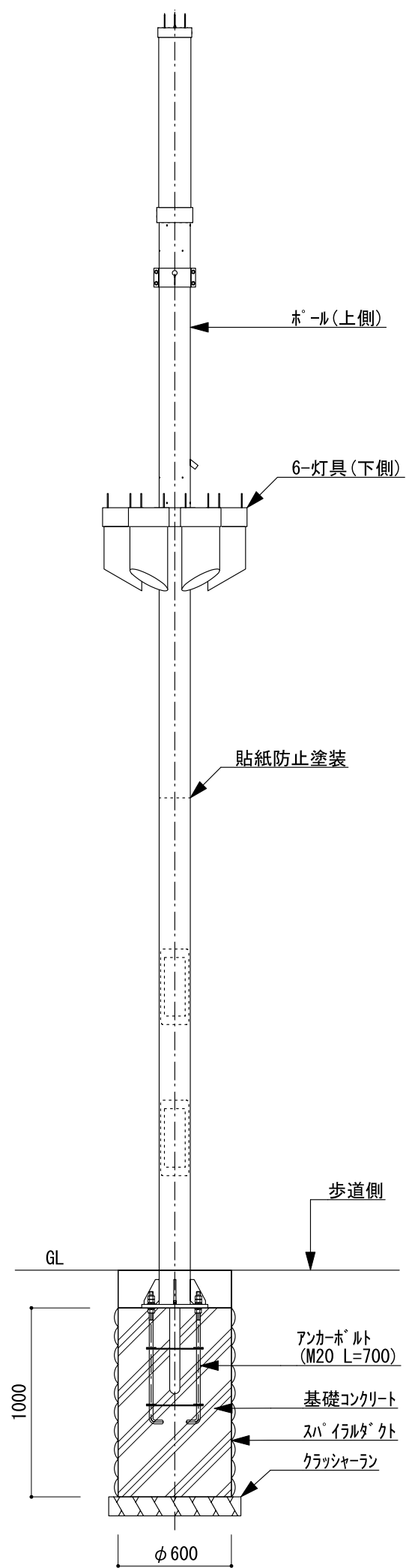
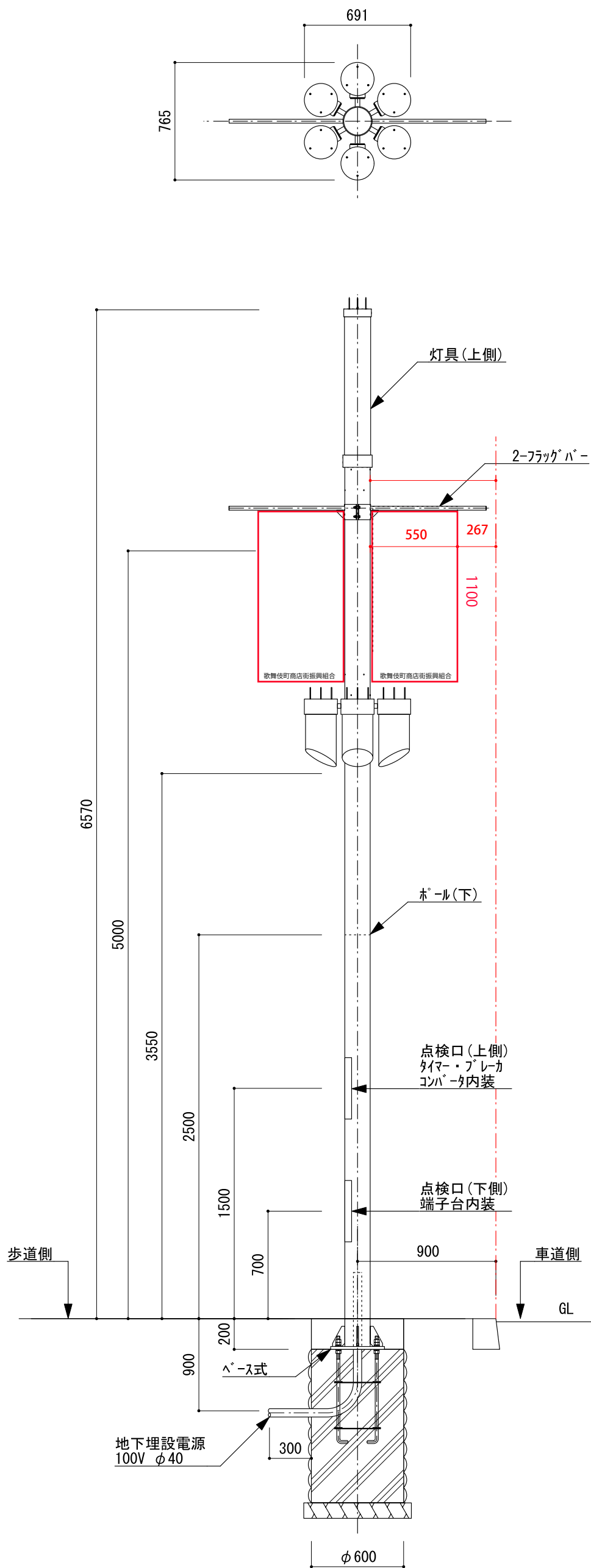
3 取下理由

フラッグ設置可能街路灯 (2022.04.01)









物件名： 歌舞伎町商店街振興組合 様			
用 途： 街路灯			
承認	検証	作図	図 番： T0-160206-01
			発 行： 2016 / 2 / 6
S=1/30			単位：mm
賛光電器産業株式会社 SANKODENKI SANGYO CO., LTD. ver. 2014			

